

広島市規則第62号

令和8年5月29日

広島城三の丸歴史館条例の施行期日を定める規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島城三の丸歴史館条例の施行期日を定める規則の一部を改正  
する規則

広島城三の丸歴史館条例の施行期日を定める規則（令和5年広島市規則  
第1号）の一部を次のように改正する。

「令和8年10月1日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。